

消防法による消防設備の設置義務

福岡県保健医療介護部介護保険課

消防法による消防用設備の設置義務

	消防法施行令 別表第一 (六) ロ	消防法施行令 別表第一 (六) ハ
主な対象施設	老人短期入所施設 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 老人短期入所事業 養護老人ホーム 認知症対応型老人共同生活援助事業 軽費老人ホーム 有料老人ホーム 小規模多機能型居宅介護事業 いわゆるお泊りデイサービス	老人デイサービスセンター 老人デイサービス事業 軽費老人ホーム 有料老人ホーム 小規模多機能型居宅介護事業 いわゆるお泊りデイサービス
	避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させる場合のみ	左に該当する場合の施設を除く
消防用設備設置の届出及び検査	・ 必須	・ 利用者を入所させ又は宿泊させるものは必須。その他は 300 ㎡以上から必要
スプリンクラー	・ 必須 (一部、構造上設置を要しない場合あり)	・ 床面積合計 6000 ㎡以上、地階・無窓階 1000 ㎡以上、4 階以上で 1500 ㎡以上の階、11 階以上の階で必要
火災通報装置	・ 必須	・ 延面積 500 ㎡以上で必要
自動火災報知設備	・ 必須	・ 利用者を入所させ又は宿泊させるものは必須。その他は 300 ㎡以上から必要
自動火災報知設備と火災通報装置の連動	・ 必須	—
消火器	・ 必須	・ 延面積 150 ㎡、地階・無窓階 50 ㎡以上で必要
屋内消火栓設備	・ 延面積 700 ㎡、地階・無窓階 150 ㎡以上で必要 (その他造)	・ 延面積 700 ㎡、地階・無窓階 150 ㎡以上で必要 (その他造)
誘導灯	・ 必須	・ 必須
漏電火災警報器	・ 延面積 300 ㎡以上で必要 (ラスモルタルのみ)	・ 延面積 300 ㎡以上で必要 (ラスモルタルのみ)
避難器具	・ 2 階以上の階又は地階でその階の収容人員が 20 人以上 ・ 3 階以上で避難階へ通ずる階段が 1 つのみで収容人員が 10 人以上 ・ 下階に別表第一 (1) 項～ (4) 項、(9) 項、(12) 項イ、(13) 項イ、(14) 項、(15) 項の用途があり、収容人員が 10 人以上	・ 2 階以上の階又は地階でその階の収容人員が 20 人以上 ・ 3 階以上で避難階へ通ずる階段が 1 つのみで収容人員が 10 人以上 ・ 下階に別表第一 (1) 項～ (4) 項、(9) 項、(12) 項イ、(13) 項イ、(14) 項、(15) 項の用途があり、収容人員が 10 人以上
ガス漏れ警報設備	・ 地階の床面積が 1000 ㎡以上で必要	・ 地階の床面積が 1000 ㎡以上で必要
非常警報設備	・ 収容人員 50 人以上で必要 (地階・無窓階の場合は収容人員 20 人以上で必要) ・ 収容人員 300 人以上、非常放送設備付加	・ 収容人員 50 人以上で必要 (地階・無窓階の場合は収容人員 20 人以上で必要) ・ 収容人員 300 人以上、非常放送設備付加

※ 避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させる施設とは、要介護 3 以上の者の割合が定員の半数以上の施設

※ 消防用設備の設置等については、所管の消防署に御確認ください。

※ 平成 27 年 4 月に消防用設備等の設置基準が改正され、これに伴う経過措置が平成 30 年 3 月 31 日に終了していますので、貴施設の消防用設備等を基準に適合しているか再度確認してください。

※ (六) ロ、ハ共に、カーテン、じゅうたんの防火措置を要します。